公共工事に係る中間前金払制度に関する取扱要領

1 趣旨

この要領は、山梨県が発注する公共工事に係る中間前金払に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる工事

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)のうち、請負代金額が100万円以上であって、次の要件のすべてに該当するものに適用する。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

ただし、前金払の支払いを受けた後でなければ、中間前金払を請求することはできない。

なお、工期及び請負代金額に変更があった場合の要件の適用については、中間前金払の認定請求時点の工期及び請負代金額によるものとする。

また、債務負担行為及び継続費(以下「債務負担行為等」という。)に係る契約については、当該会計年度の出来高予定額を対象として適用するものとし、(1)中「工期の2分の1」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間の2分の1(以下同じ)」と、(3)中「請負代金の額の2分の1」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額の2分の1」と読み替える。

3 対象となる経費の範囲

当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却 される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補 償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

4 割合

請負代金額の10分の2以内の額とする。なお、債務負担行為等に係る契約について

は、会計年度ごとの出来高予定額の10分の2以内の額とする。

ただし、中間前金払を行った後の前払金の合計額が、請負代金額の10分の6を超えてはならないものとする。なお、債務負担行為等に係る契約については、会計年度ごとの出来高予定額の10分の6を超えてはならないものとする。

5 部分払との併用

中間前金払は、部分払と併用することができる。ただし、部分払の支払いを受けた後に中間前金払を請求することはできない。

債務負担行為等に係る契約については、会計年度ごとに部分払と併用することができる。ただし、同一会計年度において、部分払の支払いを受けた後に中間前金払を請求することはできない。

なお、繰り越したことにより複数年度に渡る場合は、同一会計年度の工事として扱い、部分払の支払いを受けた後に中間前金払を請求することはできない。

6 認定の方法

- (1) 受注者が中間前金払を請求しようとするときは、中間前金払認定請求書(別紙様式 1)を2部作成し、工事履行報告書(別紙様式2)及び実施工程表を添付して、発注 者に提出する。
- (2) 2-(3) における経費の実績は、2-(2) による作業実績の確認ができれば、明らかに請負代金額の2分の1を下回る場合を除き確認できたものとみなし、その認定は、中間前金払認定請求書の作成時点における出来形に請負代金額を乗じて得た額により行うものとする。

この場合、工事現場に搬入された検査済みの工事材料があるときは、これに相応する請負代金相当額を出来高に加算して進捗額を認定することができるものとする。

ただし、実施済みの工費の数値に疑義がある場合に限り、当該数値の根拠資料の提示等を求めるものとする。

- (3)発注者は、受注者からの提出資料に不備若しくは遅滞があったとき若しくは連休期間前その他特別の事情があるときを除き、その認定結果について、当該請求を受けた日から7日以内に中間前金払認定調書(別紙様式3)により、受注者に通知するものとする。その際、認定結果が妥当と認める場合には、当該認定調書を2部作成し、1部を受注者に交付し、他の1部は請求書に添えて処理するため保管するものとする。
- (4) 本庁執行の契約に係る認定については、当該工事を担当する所轄所属の長が発注者に代わり行うことができるものとする。

7 支払いの方法

発注者は、受注者から建設工事請負契約約款第34条第3項に基づく中間前金払請求 書(山梨県建設工事執行規則第19号様式の2)及び中間前金払に関する保証証書の提 出があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に支払うこととする。

附則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 中間前金払制度に係る次の関係通知は廃止する。
- (1)公共工事の中間前金払制度の導入について(平成11年10月6日付け土総第10 -1号土木部長通知)
- (2) 中間前金払制度に係る事務取扱いについて(平成12年11月2日付け土総3第 10-19号土木部長通知)
- (3) 中間前金払を選択した工事に係る部分払について(平成15年1月14日付け土総 3第1-4号土木部長通知)
- (4)公共工事の中間前金払制度における履行確認について(平成16年7月29日付け 土総第565号土木部長通知)
- (5) 中間前金払制度に係る事務取扱について(平成28年5月19日付け県土総第691号県土整備部長通知)

(経過措置)

3 平成28年5月31日以前の入札公告又は指名通知により中間前金払を選択した契約 案件について、受注者から部分払との併用の申し出があったときは、変更契約を行えば 併用を適用しても差し支えないものとする。

ただし、既に部分払の支払いを受けた案件には適用しない。なお、債務負担行為等に係る契約については、当該会計年度において既に部分払の支払いを受けた案件には適用しないものとする。

平成 年 月 日

所轄所属長 職 氏 名 殿

住所請負者商号又は名称氏名

中間前金払認定請求書

次の工事について、建設工事請負契約約款第34条第4項に基づいて、中間前金払の認 定を請求する。

契約番号									
工事名									
	¥								
請負代金額	(出来高								
	平成	え	F度	¥					
	平成	ζ [£]	F度	¥					
	平成	t	F度	¥					
契約年月日	平成	年	月	日					
工期	自平成	年	月	日	至平成	年	月	日	

- (注) 1 認定資料として工事履行状況報告書(別紙様式2)を添付すること。
 - 2 債務負担行為等に係る契約の場合は、各年度の出来高予定額を記入すること。

工事履行報告書

現場代理人 主任技術者又は監理技術者

専門技術者

(ED)

			契約番号	
工事名			•	
工期	平成 年	月 日~平	Z成 年	月 日
日付	平成 年	月 日(月 E	までの出来高)
月 另	別 計画工程 %	実施工程 %	(B-A) %	備考
	A	В	С	
(記事欄)				

- (注) 1 実施工程表(計画工程と実施工程を対比したもの)を添付する。
 - 2 計画工程は、契約書第3条に基づき提出した最新の工程表による。
 - 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を「工事日誌」等により記載する。
 - 4 中間前金払認定時に「50%」を超えているかを確認し、備考欄に記載する。

(備考) 本表は、必要に応じて適宜項目欄を加除して作成するものとする。

平成	年	月	日

上記内容について確認しました。

監督員 職・氏名

(EIJ)

工 事 履 行 報 告 書(記載例)

現場代理人 山田 太郎

主任技術者又は監理技術者 山梨 一郎

専門技術者 甲府 次郎 📵

契約番号 ○○-16-0100

(EJ)

(ET)

			9 10 0100	
県道○○線道路改良工事				
平成28年 4月12日~平成29年 3月15日				
□成28年12月 2日(11月30日までの出来高)				
計画工程 %	実施工程 %	(B-A) %	備考	
A	В	С		
月 0.0	0.0	0.0		
5.0	3. 0	-2.0		
10.0	8.0	-2.0		
到 20.0	18.0	-2.0		
∄ 35.0	30. 0	-5.0		
50.0	45. 0	-5.0		
65.0	60. 0	-5. 0		
75.0	72. 0	-3.0	> 50%	
85.0				
90.0				
95.0				
月 100.0				
	P成 2 8年 4月 3 P成 2 8年 1 2月 計画工程 % A 10.0 10.0 35.0 50.0 65.0 75.0 85.0 90.0 90.0 95.0	P成28年 4月12日~平成29 P成28年12月 2日(11月3日) 計画工程 %	F成28年 4月12日~平成29年 3月15日 F成28年12月 2日(11月30日までの出来 計画工程 % 実施工程 % (B-A) % A B C 月 0.0 0.0 0.0 0.0 月 5.0 3.0 -2.0 0.0 月 20.0 18.0 -2.0 0.0 0.0 0.0 月 35.0 30.0 -5.0 0.0 <	

(記事欄)

- ・工期1/2にあたる10月以降の報告である。
- ・計画工程において、工期の1/2である9月30日までに実施する工程(実施工程表のバーチャート部参照)が実施工程で施工済である。
- ・実施済みの工費が請負代金額の1/2以上である。
- (注) 1 実施工程表(計画工程と実施工程を対比したもの)を添付する。
 - 2 計画工程は、契約書第3条に基づき提出した最新の工程表による。
 - 3 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を「工事日誌」等により記載する。
 - 4 中間前金払認定時に「50%」を超えているかを確認し、備考欄に記載する。

(備考) 本表は、必要に応じて適宜項目欄を加除して作成するものとする。

平成 年 月 日

上記内容について確認しました。

監督員 職・氏名

印

中間前金払認定調書

契約の相手方	
契 約 番 号	
工事名	
工期	
契約金額	
契約年月日	
摘要	
· ·	こついてその進捗を確認したところ、中間前金払をする 要件を具備していることを(・認定する。・認定しない。)
 平成	发 年 月 日
	所轄所属長 職 氏 名